

青森県報

第二千四百九十七号

平成十七年
七月一日
(金曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の氏名の変更……………	(税務課)	…	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(同)	…	二
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催……………	(自然保護課)	…	二
右 同……………	(同)	…	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	…	二
右 同……………	(同)	…	三
生活保護法による介護機関の指定……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	四
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(高年齢福祉課)	…	四
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(同)	…	四
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	…	五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(経理課)	…	五
公 告			
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活課)	…	五
鳥獣保護区の指定……………	(自然保護課)	…	六
特別保護地区の指定……………	(同)	…	八
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(経営支援課)	…	一〇
右 同……………	(同)	…	一〇
右 同……………	(同)	…	一〇

告 示

示

右 同……………	(同)	…	二
右 同……………	(同)	…	二
右 同……………	(同)	…	二
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………	(漁港漁場整備課)	…	三
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………	(同)	…	三

青森県告示第五百五十三号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社金本	原子 雄幸	青森市本町五丁目九の一四	平成 十七・二 四
変更後	同	岡山 繁壽	同	同
変更前	同	岡山 繁壽	同	同
変更後	同	岡山 繁壽	同	同
変更前	同	岡山 繁壽	同	同
変更後	同	岡山 繁壽	同	同
変更前	同	岡山 繁壽	同	同
変更後	同	岡山 繁壽	同	同
変更前	同	岡山 繁壽	同	同
変更後	同	岡山 繁壽	同	同

青森県告示第五百五十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社金本	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
齊藤 せい	青森市本町五丁目九の二四	平成 一七・六・一四	

青森県告示第五百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第六条第一項の規定により公示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

1 日時

平成十七年七月二十五日（月）午後一時三十分

2 場所

十和田市西十二番町二〇の二二

青森県十和田合同庁舎 二階 A B 会議室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

田茂木鳥獣保護区の指定（区域拡張）について

青森県告示第五百五十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第六条第一項の規定により公示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

1 日時

平成十七年七月二十六日（火）午後一時三十分

2 場所

青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢の一

県立自然ふれあいセンター

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

梵珠鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡 町大字浪岡字 稲村二七四	社会福祉法人 浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡 町大字浪岡字 稲村二七四	平成 一七・三・三

青森県告示第560号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	"	セイターわかば	弘前市大字若葉二丁目一五	一七・六一
社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会	北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津一九三	"	セイタービス	北津軽郡鶴田町大字境字宮内一の一	"
株式会社ファルマ	弘前市大字北横町一九の一	居宅療養管理指導	弘前調剤センター	弘前市大字北横町一九の一	"
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	痴呆対応型共同生活介護	グループわかば	弘前市大字若葉二丁目一五	一七・六一
有限会社サンライズ	八戸市沼館二丁目三三の五	"	グループホームふくくち	三戸郡福地村大字福田字町頭八の一	一七・六一

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人青森市社会福祉協議会	青森市本町四丁目一之三	社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央浪岡支部	青森市浪岡大字四丁目二七	平成一七・六一
社会福祉法人まほろば	八戸市小中野八丁目八の八	居宅介護支援事業所こなかの	八戸市小中野八丁目八の八	"
医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	新井田クリニクス居宅介護支援センター	八戸市新井田西二丁目一の二五	一七・六一

青森県告示第561号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 後	変 更 前	区 分		年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地	
バンドーウエルフェア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅介護事業の種類	訪問介護	平成一七・六一
エルフェア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	名 称	エルフェア株式会社弘前支店	
エルフェア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	名 称	エルフェア株式会社弘前支店	平成一七・六一
エルフェア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	所 在 地	弘前市大字西城北二丁目六の三	

青森県告示第562号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務 所の所在地	居宅サー ビスの種 類	名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社相成	弘前市大字狼 森字天王三 の五	訪問介護	ヘルパーステ ーションえんむ すび	弘前市大字狼 森字天王三 の五	平成 一七・六・二四
有限会社のみ みケアセンタ	三沢市大町二 丁目一三の四	訪問介護	のぞみヘルパ ーステーション ション	三沢市大町二 丁目一三の四	一七・七・一
有限会社のみ みケアセンタ	三沢市大町二 丁目一三の四	訪問看護	のぞみ訪問看 護ステーション ション	三沢市大町二 丁目一三の四	"

青森県告示第五百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社相成	弘前市大字狼 森字天王三 の五	居宅介護支 援事業所えん むすび	弘前市大字 狼森字天王 三の五	平成 一七・六・二四
有限会社のみ みケアセンタ	三沢市大町二 丁目一三の四	のぞみ居宅介 護支援事業所	三沢市大町二 丁目一三の四	一七・七・一

青森県告示第五百六十四号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

- 「 株式会社岩手銀行八戸支店 一 八戸市大字八日町 一 を
- 「 株式会社岩手銀行八戸営業部 一 八戸市大字八日町 一 に改める。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年六月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢アジア
- 三 代表者の氏名
新岡 正博
- 四 主たる事務所の所在地
青森市本町三丁目四の二 一 市営住宅はままち団地二 二
- 五 定款に記載された目的
この法人は青森市周辺の地域住民に対して外国人と県民の国際交流、文化交流に関する事業を行うことにより、地域の国際交流促進に役立つ社会づくりに寄与することを目的とする。

鳥獣保護区の指定

次のとおり鳥獣保護区を指定したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により公告する。

なお、鳥獣保護区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

田茂木鳥獣保護区

二 区域

十和田市大字沢田字和野地内国道一〇二号と県道中ノ渡十和田線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み市道館線との交点に至り、同点から同市道を西に進み林道館線との交点に至り、同点から同林道を南に進み広域農道十和田南部との交点に至り、同点から同広域農道を南東に進み市道豊川西大沼平線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道西大沼平国有林界線との交点に至り、同点から市道西大沼平国有林界線を南西に進み同市大字切田字西大沼平一番六九五の東側の法定外道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み同市大字切田字西大沼平一番三六五の北側の法定外道路との交点に至り、同点から同道路を南西に進み生内川の支流の沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み生内川右岸との交点に至り、同点から同河川を北東に進み市道森原芦名沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道中ノ渡生内線との交点に至り、同点から市道中ノ渡生内線を南西に進み広域農道十和田南部との交点に至り、同点から同広域農道を北西に進み市道上川目森原線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上川目森原線との交点に至り、同点から市道小沢口仙ノ沢線を北東に進み国道一〇二号との交点に至り、同点から同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円（別添図面のとおり）

三 存続期間

四 保護に関する指針の案

平成十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

1 指定区分

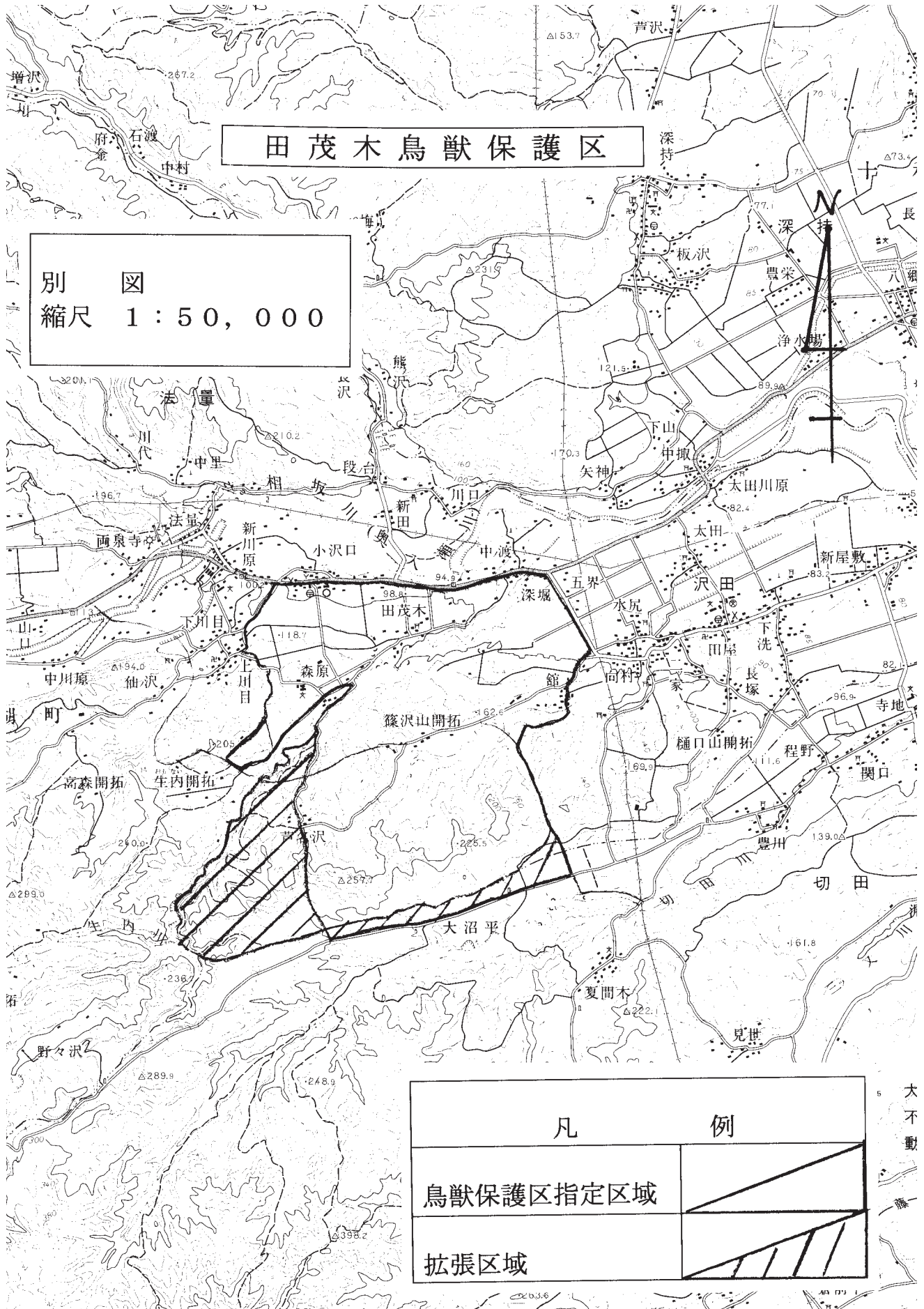
森林鳥獣生息地

2 指定目的

当該地域は、十和田市の中心部から南西に約七キロメートルに位置する標高百メートルから二百五十メートルほどの砂礫台地で、スギやカラマツの人工林を中心に、コナラやクリなどの広葉樹のほか、水田や畑など変化に富んだ土地利用により、人里の環境を好む鳥獣の生息地となっている。このため、生内川沿いの森林などを新たに鳥獣保護区の区域として拡張し、鳥獣の保護を図るものである。

五 縦覧の場所

青森県環境生活部自然保護課及び上北地方農林水産事務所



特別保護地区の指定

次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

なお、特別保護地区の指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

梵珠鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

青森市浪岡大字大釈迦字沢内沢一の一（別添図面のとおり）

三 存続期間

平成十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地

2 指定目的

当該地域は、県民の森梵珠山の中心となる地域で、ブナ林やヒバ林などの天然林が広がっており、周辺の森林と一帯となつて豊かな自然環境を呈していることから、ニホンカモシカ、トウホクノウサギなどの獣類のほかに、タカ科、キツツキ科、シジュウカラ科などの森林性鳥類が多数生息している。

このため、当該地域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、生息する鳥獣及び生息地を保護するとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察などを通じた環境教育実践の場として活用し、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣保護の必要性について、県民の理解を深めていくものとする。

五 縦覧の場所

青森県環境生活部自然保護課及び東地方農林水産事務所

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
青森駅ビル

青森市柳川一丁目二の三

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
盛岡ターミナルビル株式会社

岩手県盛岡市盛岡駅前通一の四四

代表取締役 石井三郎

- 三 意見の概要
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年七月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア虹ヶ丘店

青森市虹ヶ丘一丁目一五の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

- 三 意見の概要
- 四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年七月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア沖館店

青森市新田三丁目三の三

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
同和鉱業株式会社

東京都千代田区一丁目八の二

代表取締役 吉川廣和

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年七月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前駅前地区再開発ビル

弘前市大字駅前町九の二〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社弘前再開発ビル

弘前市大字駅前町九の二〇

代表取締役 對馬宏制

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年七月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションモール城東高田

弘前市大字高田四丁目三の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 藤原秀次郎

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十七年七月一日から同年八月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ十和田南
十和田市東五番町一三九の一外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役 坂倉正宏
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧
1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所
2 期間 平成十七年七月一日から同年八月一日まで
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
- ~~~~~
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧
- 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同条第十一項において準用する同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。
- 平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

一 野牛地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所 青森県農林水産部漁港漁場整備課及び東通村役場水産課

三 縦覧期間

平成十七年七月一日から同月二十一日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東通村役場水産課にあつては、その執務時間内とする。

~~~~~  
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、岩崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                  |                                          |
|----------------------------------|------------------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青森県 | (印刷所・販売人)<br>青森市第一問屋町二丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行                      | 定価小口一枚二付十五円一銭                            |